

平成28年度 事業計画

公益財団法人 佐賀県消防協会は佐賀県民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から守るため、消防思想の普及啓発、消防団員等の士気の高揚、消防の団結力を高め、消防技術の向上を図るための事業を行う。

1 公益目的事業1（消防思想の普及啓発、消防団員の士気の高揚等の推進）

（1） 第63回佐賀県消防大会の開催

平成29年3月19日（日）佐賀県との共催により佐城地区消防協会管内で開催する。

○事業目的

大会は、県内の消防関係者が一堂に集い、消防防災に功績のあった方々の功績をたたえるとともに、防火防災意識等の高揚を図るなどして、県民の信頼と期待に応えることを目的にしている。

各表彰は消防団員の励みとなっており、消防団活動の活性化を通じて、県民全体の安心・安全に寄与している。

なかでも県消防協会の表彰は、国、県、日本消防協会表彰と並んで、住民の生命・財産を守る業務に従事する消防団員、消防職員、そして組織としての消防団の功績・労苦に感謝し、功労に報いることを目的として実施している。

（2） 第35回全国消防殉職者慰霊祭

平成28年9月、東京都ニッショーホールで開催される第35回全国消防殉職者慰霊祭に遺族代表を引率、参加する。

○事業目的

当該事業は、遺族や行政、消防の関係者が、一般の住民を火災・災害等から救出すべく活動し、不幸にも殉職された消防団員、消防職員の功績を称えその遺徳を偲ぶとともに死亡事故の再発防止と防火防災の意識の高揚を目的として開催している。

消防団は、災害時においては、資器材と人員を動員して、住民の避難誘導や火災の消火などに従事しており、最前線に立つ多くの消防団員が東日本大震災において多数殉職されたように、危険と隣り合わせにある。

このように、住民を守るために活動し殉職された方々を慰霊し、死亡事故の再発防止の誓いを新たにすることは、死亡事故の再発防止につながるものであり、消防関係者はもとより住民の安全安心につながるものである。

(3) 広報宣伝

○事業目的

本事業においては、消防活動に関する情報提供、防火防災用教材の貸出を通じて消防思想の普及、火災予防活動の推進を図るもので、県民全体の利益の増進を図るものである。

貸出用のDVD・ビデオ等を購入整備し、整備状況等についてはその都度、協会ホームページに公開する。

①消防団員加入促進

地域防災の要である消防団員の確保のため、各種イベント等に協会職員が参加し、消防団募集活動を実施する。

(4) 表彰

①佐賀県消防協会定例表彰

県内の優良消防団（団員）・消防職員・消防協力民間団体を規定により表彰する。披露は佐賀県消防大会において行う。協会ホームページでも公表する。

・表彰審査会（正副会長4名・地区消防協会長4名・県消防長会長・常務理事計10名・・・以下同じ） 平成28年12月 開催予定

②日本消防協会定例表彰

日本消防協会表彰基準に基づき優良消防団（団員）・消防職員・女性消防隊（隊員）を表彰審査会で選考し、上申する。

・表彰審査会 平成28年8月 開催予定

平成29年3月上旬、ニッショーホールで第68回日本消防協会定例表彰式が実施される。

2 公益目的事業2（消防力を強化し、県民の安全・安心に寄与する）

(1) 消防操法大会

○事業目的

本事業は、消防団員が火災現場で迅速かつ的確に対応するために必要な消防技術の習得と向上及び団結の強化、士気の高揚のために実施しているものであり、火災や災害から不特定多数の住民の生命財産を守るための目的を持って実施する事業である。

この操法大会の目的は、消防大会と同様、開催前に実施要領を定め、その中で目的を明らかにし県内市町及び消防本部等を通じ消防関係者に広く周知され

ている。一般向けにも操法大会のポスターを作成して周知を図っている。

協会ホームページでも大会の開催を案内する記事を掲載し、案内看板を県道に設置し周知を図る。

①第 33 回佐賀県消防操法大会

平成 28 年 7 月 31 日（日）九州佐賀国際空港多目的広場において開催する。操法種目は①ポンプ車操法の部②ラッパ吹奏競技の部で実施する。

なお、ポンプ車操法の部で優勝した消防団は全国消防操法大会に出場する。

②第 25 回全国消防操法大会

平成 28 年 10 月 14 日（金）長野市で開催される。佐賀県代表として第 33 回佐賀県消防操法ポンプ車の部で優勝した消防団が出場するので佐賀県消防協会も総力を挙げて協力体制を取る。

（2）消防力強化促進

①第 15 回佐賀県女性消防団員活性化セミナー

平成 29 年 2 月 5 日（日）佐城地区消防協会管内で実施する。

また、事前に女性消防団員の部長、班長等幹部を対象にしたリーダー研修も実施する。

○事業目的

女性消防団員活性化セミナーは、消防団員の活動のうち、特に女性の活躍が期待される活動（独居老人宅の火災予防指導、救命講習、幼稚園・保育園への訪問指導など）のあり方を考え、女性消防団員のさらなる活動の活性化を目指すために開催しているものであり、女性消防団員の活性化により、消防団全体の活性化や消防力を強化させ、住民の安心安全に寄与することを目的としている。

この事業目的は、セミナーの実施要綱に明記しており、実施要綱を県内市町及び消防本部を通じて消防関係者に周知している。また、今後は極力、セミナー実施前に協会ホームページにも掲載し、広く一般に対するセミナー開催を広報し、女性消防団確保対策の一環としても活用する。

（3）教養訓練事業

①消防団幹部地区別研修会

消防団員を指揮監督する立場の消防団幹部（団長・副団長）の消防団の現状認識や問題意識の共有、情報交換を目的として県内 4 地区で実施する。

○事業目的

この研修は、住民の安全安心のために防火防災を担う消防団の指導者である消防団長・副団長等幹部の資質向上を目的とし実施しており、実施に当たっては開催通知に目的を明記した上で周知する。

②消防団長会議

平成 28 年 5 月 26 日（木）佐賀市内で県との共催で実施する。

○事業目的

団長会議は県内各消防団から平素の消防団活動の情報、疑問点、課題、今後の方向性等について意見等が出され、全団長、消防長等で討議し解決策等を見出し、佐賀県消防の充実、強化を目指すものである。また、後段には団長の中から選出された方の意見発表を実施し、終了する。

③県外視察研修

○事業目的

県内の消防団長、消防長を対象に研修を実施する。研修課題を定め、九州各県の市町村等に出向き、消防団幹部、行政幹部と意見交換等を実施するとともに、災害現場等を視察するときは災害の詳細をつぶさに検証し、その結果を県内の幹部研修会等で検討反映させる。

④日本消防協会主催の各研修会への参加者選考と助成

日本消防協会が主催する幹部特別研修、幹部候補中央特別研修(男女)への参加は、地区消防協会を単位とする 4 地区（佐城、松浦、三神、杵藤）持ち回りで参加し、県内からもれなく受講するようにしている。

なお、日本消防協会の幹部特別研修は、消防団の災害対応能力の向上と活性化を図るため、消防団の上級幹部に対し、消防行政全般にわたる高度な研修を行い、幹部として必要な知識を習得させ、地域消防団の指導者を養成するものである。

また、幹部候補中央特別研修(男女)は将来の消防団を担う人材育成のため、幹部候補として活躍が期待される消防団員を対象に実施されている。

この研修の成果は、参加者のその後の消防団活動において生かされる。研修には、地区消防協会を単位とする 4 地区（佐城、松浦、三神、杵藤）持ち回りで参加しているが、該当する地区消防協会（事務局は会長である消防団長が所属する市町）では、地区内の市町に照会などして研修参加者を決定している。また市町では、地区消防協会へ消防団を担う人材を選考推薦している。

- ・消防団幹部特別研修（団長・副団長） 1名（松浦地区消防協会）
- ・消防団幹部候補中央特別研修（男） 3名（杵藤地区消防協会）
- ・消防団幹部候補中央特別研修（女） 2名（佐城地区消防協会）

3 共益・その他事業

（1）防火ポスターの募集

県内小中生を対象に各消防本部を通じて募集するもので、各消防本部は県協会の募集要項に基づき管内各小中校に応募をお願いする。応募した作品の中から2点を選考し県協会に提出、その中から2点を選び日本消防協会選考会に応募する。

（2）防火標語の募集

佐賀県等と共催で県内小中高生を対象に防火標語の募集を実施する。入賞者は佐賀県消防大会で表彰する。

（3）弔慰金の贈呈

県協会会員である消防職団員が死亡した場合、遺族に弔慰金を贈呈している。

（4）消防団員支援優遇制度(消防団員を応援する事業所等)

消防団員確保対策として、当協会と覚書を交換している各種事業所等で消防団員、その家族が飲食その他等で利用した場合、各種サービスが受けられる制度である。この制度を充実強化するため、新たな企業に協力要請を積極的に実施し、尚且つ、県内消防団員の身分証明書等を県内市町と協力して作成し、消防団員の確保対策の一環として、対外的に消防団員のイメージアップを図っている。

（5）日本消防協会が実施する消防団員福祉共済事業等

消防団員福祉共済事業(福祉共済・火災共済・消防個人年金)の給付事務並びに加入促進を実施する。

①福祉増進事業

消防団員福祉共済に加入者を対象に消防団員の健康保持を目的として健康器具等の購入配布を実施している。また地区消防協会内で実施する団員の健康増進を目的とした各種スポーツ行事に対しても一定の枠内で助成している。

4 法人会計

(1) 理事会 (予定)

平成 28 年 5 月
平成 28 年 8 月
平成 28 年 12 月
平成 29 年 3 月

(2) 評議員会

平成 28 年 5 月
平成 29 年 3 月

(3) 市町消防団事務担当者会議

毎年 9 月に開催し、佐賀県消防協会の各種事業等について説明、協力要請している。

(4) 日本消防協会会議

①都道府県消防協会事務局長会議 平成 29 年 2 月初旬開催予定・・・日消会館

・九州地区消防協会会長会議 平成 28 年 7 月 大分県予定

・日本消防協会役員会議 (評議員会) 平成 28 年 6 月 17 日開催・・・日消会館

・日本消防協会役員会議 (評議員会) 平成 29 年 3 月 7 日 開催・・・日消会館

・九州ブロック実務担当者会議

九州各県持回りで開催するこの会議は平成 28 年度、熊本県が担当となり、7 月 (予定) に実施される。この会議には主催者の日本消防協会担当者並びに九州各県から事務局長、担当者が出席する。

(5) 法人管理業務

公益財団法人佐賀県消防協会の運営に関して、必要な管理業務を行う。